



長第04140002号
令和3年8月31日

関係団体の長 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底
について（周知徹底）

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり和歌山県所管の高齢者関係施設等の管理者あてに当室から通知するとともに、市町村所管の介護保険施設等については県内各市町村から周知するよう各市町村介護保険担当課長あて依頼している旨お知らせします。

なお、各関係団体におかれては、当通知の趣旨・内容（以下 通知ポイント参照）について、会員施設・事業所に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

<通知のポイント>

知事記者会見（8月31日）を受けて、高齢者施設・事業所の皆様に対して、徹底していただきたい感染防止対策を以下に通知しました。

- 在宅から高齢者施設への入所時はもちろん、病院を退院し、高齢者施設への入所・利用時においても、（病院から来たので大丈夫と思わず）抗原簡易キットを活用し、検査を徹底する。
- 家庭内で家族から感染する介護職員が増えているため、家庭内においても感染予防対策に留意する。
- 不要不急の外出を控える。（「県民の皆様へのお願い」の順守）
- 新型コロナウイルスワクチン2回接種後も、感染及び発症、他人への感染事例が確認されているため、ワクチン接種後も、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。
- 少しでも症状（発熱・咳・倦怠感・味覚異常など）があれば出勤せず、直ちにクリニックを受診する。また、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える。

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について (周知徹底)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、感染力が強い変異株 (デルタ株) による感染が全国的に急拡大している状況であり、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれが十分あり、強い危機感を持ち対応すべき状況にあります。

本県においても、8月中旬から新規感染者が過去最多の水準が続いています。

高齢者施設等におかれては、更なる感染拡大と施設内での集団感染を食い止めるため、下記の感染防止対策について、施設等全体で、気を緩めることなく徹底していただき、万全を期すよう、改めてお願いします。

記

1. 徹底していただきたい感染防止対策

- 在宅から高齢者施設への入所時はもちろん、病院を退院し、高齢者施設への入所・利用時においても、(病院から来たので大丈夫と思わず) 抗原簡易キットを活用し、検査を徹底する。
- 家庭内で家族から感染する介護職員が増えているため、家庭内においても感染予防対策に留意する。
- 不要不急の外出を控える。(「県民の皆様へのお願い」の順守)
- 新型コロナウイルスワクチン 2 回接種後も、感染及び発症、他人への感染事例が確認されているため、ワクチン接種後も、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。
- 少しでも症状(発熱・咳・倦怠感・味覚異常など)があれば出勤せず、直ちにクリニックを受診する。また、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える。

2. 和歌山県及び厚生労働省からの通知等 (URL 等参照)

(1) 県民の皆様へのお願い (和歌山県 令和 3 年 8 月 31 日)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00208397.html>

(2) 「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業 (令和 3 年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について (情報提供) 【その 2】 (令和 3 年 8 月 24 日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000822936.pdf>

(3) 年金生活者支援給付金の支給に関する対応について (協力依頼) (令和 3 年 8 月 27 日付け老高発 0827 第 1 号他厚生労働省関係課長連名通知)

県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)